

法令上の制限②

建築基準法(前半)

単体規定

○×式確認問題

【問題】

＊ 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 都市計画区域外において建築物を新築する場合には、当該建築物の用途、構造または規模にかかわらず、建築確認を受ける必要がある。
- 2 鉄骨造 2 階建て、延べ面積が 190m^2 の事務所において増築をしようとする場合、その増築に係る部分の床面積の合計が 18m^2 の場合には、建築確認を受ける必要はない。
- 3 木造 3 階建て、延べ面積 500m^2 、高さ 13m の一戸建ての住宅を新築する場合、建築確認を受ける必要はないが、大規模の修繕をする場合は建築確認を受けなければならない。
- 4 木造 2 階建て、延べ面積 400m^2 、高さ 13m の一戸建て住宅の 1 階部分(床面積 200m^2)をコンビニエンスストアに用途変更する場合、建築確認を受ける必要はない。
- 5 集会場を用途変更して公会堂(その床面積の合計 300m^2)にしようとする場合、建築確認を受けなければならない。
- 6 建築確認申請の手続きは、指定確認検査機関も行うことができ、指定確認検査機関の確認を受けたときは、建築主は、建築主事にその旨を届け出なければならない。

- 7 建築確認を要する工事が特定工程を含む場合には、当該特定工程にかかる工事を終えた場合には、中間検査を受けなければならない、中間検査合格証の交付前でも、軽微な工事であれば、工事を続けることができる。
- 8 建築確認を受けた建物の建築工事の施工者は、工事現場の見やすい場所に、建築確認を受けた旨の表示することを要しない。
- 9 建築主は、建築主事が確認の申請について不適合の処分をした場合、建築審査会に対し、審査請求をすることができる。
- 10 建築協定は、市町村が条例で定めた一定の区域に限って、締結することができる。